

## かながわ子どもの貧困対策会議設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、かながわ子どもの貧困対策会議（以下「対策会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 神奈川県の子どもの貧困対策に高校生や大学生、支援者の視点を反映させるため、学生、NPO、行政などを構成員とする対策会議を設置する。

## (所掌事項)

第3条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高校生や大学生、支援者の視点から子どもの貧困問題について検討し、新たな取組みを提案すること。
- (2) 子どもの貧困問題に関する県民の理解を深めること。
- (3) その他子どもの貧困問題に関し、必要な事項に関すること。

## (組織)

第4条 対策会議の構成員は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 対策会議に座長を置く。
- 3 座長は構成員の互選により決し、副座長は、座長の指名した者をもって充てる。
- 4 座長は対策会議の会務を総理し、副座長は座長を補佐する。
- 5 座長に事故があるときは、副座長が職務を代行する。

## (対策会議)

第5条 対策会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、対策会議の議題とすべき事項に応じて、必要があると認めるときは、当該事項に係る会議構成員のみにより対策会議を開催することができる。
- 3 座長が必要があると認めるときは、構成員以外の者に対策会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (子ども部会)

第6条 対策会議の下に、子ども部会を設置する。

- 2 子ども部会の設置・運営については、別に定める。

## (庶務)

第7条 対策会議の庶務は、神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。  
なお、委員のうち、高校生代表及び大学生代表の各委員の任期については平成29年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

区 分	定 員
高校生代表	1名
大学生代表	1名
NPO法人	2名
社会福祉施設	2名
社会福祉協議会	1名
民生委員児童委員	1名
有識者	1名
ジャーナリスト	1名
公募委員	1名
行政	5名